

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	平成25年4月22日 定例庁議	
開催日時	平成25年4月22日(月)	午前 9時19分から 午前 9時40分まで
開催場所	市長公室	
出席者	<p>富岡市長、田中副市長、和田教育長、星野審議監（秘書担当）、田中審議監（政策企画担当）、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、田中生涯学習部長、内田監査委員事務局長</p> <p>（担当課）</p> <p>議題 1 田中危機管理課長、佐藤同課長補佐、斎藤同課専門員兼防災消防・防犯係長</p> <p>議題 2 三田福祉部次長兼子育て支援課長、麦田同課主幹兼課長補佐、玄順同課こども総務係長</p> <p>（事務局） 村山政策企画室長、佐藤同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係芦原主任、同室同係濱野主事、稲葉秘書室長補佐</p>	
会議内容	<p>1 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例（案）について</p> <p>2 朝霞市障害児放課後児童クラブ設置及び管理条例（案）について</p>	
会議資料	<p>1 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例（案）</p> <p>2 朝霞市障害児放課後児童クラブ設置及び管理条例（案）</p>	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
<p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>		
その他の必要事項		

【市長あいさつ】

【議題】

（１）朝霞市空き家等の適正管理に関する条例（案）について

【説明】

（担当課：田中）

- ・近年、長期間にわたって適正な維持管理がされないまま放置されている空き家が、その周辺地域の良好な生活環境を損なうとして問題になっている。
- ・具体的には、建物が管理不全のまま放置されていることによる景観の悪化、老朽化した建物の崩壊の危険性、不特定の者の侵入による放火、あるいは犯罪を行おうとする者の待機場所になる可能性、害虫の発生や雑草の繁茂といった環境衛生上の問題など、市民生活を営むうえでさまざまな事案が生じている。
- ・本市では、空き家に関する相談があった場合、建物の保全については建築基準法、敷地についてはあき地の環境保全に関する条例、土地建物への不法侵入については防犯推進条例など、既存の法令に照らし合わせ、所管課同士で連携を図りながら、所有者に対して建物の適正管理を促している。
- ・空き家周辺の良好な生活環境を確保するためには、所有者が適正な管理を行うべきであり、これを徹底するためには、一定のルールを明らかにした条例を制定する必要があると考えている。
- ・この条例により、空き家が管理不全になることを未然に防止し、市民の良好な生活環境の確保と、安全で安心なまちづくりを推進していこうとするものである。
- ・条例の概要として、第２条で、対象となる「空き家等」を建物その他の工作物と、その敷地とし、使用されることなく無人状態のものとした。
- ・また、管理不全の状態として、まず、１つ目では建物の保全に着目して、建物等が老朽化し、自然災害により、倒壊、飛散し、生命、身体、財産に被害を及ぼすおそれがある状態、２つ目では防火・防犯に着目して、不特定の者が侵入でき、火災、犯罪が誘発されるおそれがある状態、３つ目では環境衛生に着目し、草木の著しい繁茂、害虫の著しい繁殖により周辺的生活環境を阻害するおそれがある状態と規定している。
- ・第４条では、所有者等は自身が所有又は管理する空き家を、管理不全な状態にならないように管理する責任があることを規定している。
- ・第６条では、市長の調査権限を規定し、また、職員には立入調査権限を持たせることを規定している。
- ・第７条では、所有者等に対する助言、指導について規定し、第８条では改善勧告を、第

9条では改善命令について規定している。

- ・第10条では、改善命令に従わない場合の措置として、氏名等の公表を行うことを規定している。
- ・第11条では、空き家等が管理不全な状態になることを防止するとともに、その解消を図るための支援体制整備について規定している。これは、空き家の管理不全により問題が生じた場合、所有者への対応では、建築課、環境保全課、危機管理課が、相互に連携を図りながら行ってきたので、条例施行後であっても、この方式を継承することとして、関係各課を交えた庁内連絡会を設置して解決への道筋をつくっていこうと考えている。
- ・なお、条例（案）の作成に際しては、本年2月12日から18日までの間、職員コメントを、また、3月2日から31日までの間、パブリックコメントを実施している。

[4月15日政策調整会議の要旨について報告]

(田中審議監)

- ・他市の条例には、行政代執行を規定しているところもあるが、本条例に定めなかった理由はなぜかとの質問に対し、本案は、管理不全の空き家を地域社会から取り除くことではなく、第4条に規定している所有者の責務を履行してもらい、適正な管理を想定しているため、行政代執行は条例の中に規定していない。万が一、やむなく行政代執行をせざるを得ない状況が発生した場合は、法に基づき処理することが可能であると考えたとの回答であった。
- ・本案に関する空き家の状況など条例の該当する案件は把握しているのかという質問に対し、現状であれば、防犯推進条例に関するものが6件、建築基準法の趣旨に基づきながら指導するものが25件あり、その他、空き地の環境保全に関する条例に基づき指導するものが0件である。本条例の策定にあたってこれらを一本化して指導できるようにするとの回答であった。
- ・第11条の支援体制の整備の中で、「支援する体制を整備するものとする。」と規定しているが、具体的な支援体制は、どういうものを想定しているのかとの質問に対し、支援体制については、規則に規定している庁内連絡会議を関係課で組織して、協議を行い検討していきたいとの回答であった。
- ・空き家の所有者の個人情報の取扱いについて、どのように整理していくのかとの質問に対し、個人情報保護条例に基づき、適正な管理を行うための手続きを行うとの回答があった。また、支援体制と含めて、適正な管理をしていくための相談体制を整理していくとの回答もあった。

[質疑等]

(田中副市長)

- ・工作物は何のことを指しているのか。

(担当課：佐藤)

- ・ 工作物については、敷地を取り囲んでいる塀や門扉を想定している。

(田中副市長)

- ・ 建物が無く工作物や樹木だけの場合も該当するのか。

(担当課：佐藤)

- ・ 建物が無く、敷地だけの場合は、従来からあるあき地の環境保全に関する条例を適用する。樹木については助言を行っている。

#### 【結果】

- ・ 本件については、原案のとおり決定する。

#### 【議題】

(2) 朝霞市障害児放課後児童クラブ設置及び管理条例(案)について

#### 【説明】

(担当課：玄順)

- ・ この条例は新たに制定をするものである。提案理由は、障害のある児童に対し、放課後における保育の場を通じて自立性や集団性を養うことにより、障害児の福祉の向上を図ることを目的に、朝霞市障害児放課後児童クラブ設置するためである。
- ・ 内容について説明する。本施設の名称は、「朝霞市障害児放課後児童クラブ」で、所在地は朝霞市朝志ヶ丘1丁目4番2号である。
- ・ 入所資格は、市内に住所を有し、県内にある特別支援学校の小学校部、中学校部、高等部又は市内の小学校、中学校の特別支援学級に通学する児童及び生徒である。
- ・ 保育時間については、通常、学校の放課後から午後5時30分までとなり、学校の長期休暇中の保育時間は午前10時から午後5時までとなっている。
- ・ 休所日は日曜日、土曜日、祝日及び1月2日から3日までと12月29日から31日までとなっている。なお、土曜日については、学校行事等を考慮し、開室日を設けたいと考えている。
- ・ 保育料については、月額1万円としている。最後に、開所は、平成25年10月1日からと考えている。

[4月15日政策調整会議の要旨について報告]

(田中審議監)

- ・ 既存の放課後児童クラブに障がいのある子は何人通っているのかとの質問に対し、4月現在で17人であるとの回答があった。
- ・ 施設の運営はどのように行われるのかとの質問に対し、市内の団体に委託したいと考えているとの回答があった。
- ・ 定員が20人となっているが、入所希望者が定員数を上回る場合はどうするのかとの質問に対し、定員を20人としているため、今後、要綱を定めて選考について規定していく必要があると考えているとの回答があった。
- ・ 市内で障害を持っている子どもはどのような状況なのかとの質問に対し、学校に通って

いる、通っていないに関わらず217人いる。市内の特別支援学級に通っている方が52人、和光特別支援学校に通っている方が18人、和光南養護学校に通っている方が65人である。市内のNPO団体が運営している放課後児童クラブに14人、和光市にあるNPO団体が運営している放課後児童クラブに7人通っているとの回答があった。

- ・第7条の減免については、免除だけでなく減額という扱いもあるのかとの質問に対し、減免については、生活保護世帯は全額免除を想定しており、費用の一部免除は想定していないが、特別な事由が発生した場合には、市長が特に必要と認める場合を適用して対応するとの回答があった。

[質疑等]

(田中副市長)

- ・条例の施行規則の中で、定員について規定しているが、「特に必要が認められるとき」とは、具体的にどのようなケースを想定しているのか。また、適切な保育が実施できる人数とはどの程度なのか伺いたい。

(担当課：麦田)

- ・現在、運営しているNPO団体が定めている人数が20人であるため、同様の人数を想定した。現行の放課後児童クラブと同様、待機児童に関して調整していく必要性がある。人数が限度を超えて申請があった場合、多少、弾力的に運用することができるような表現とした。

(富岡市長)

- ・実際、人数の限度とはどのくらいなのか。

(担当課：三田)

- ・実際に入所される、子どもの障害の程度によって異なる。和光市に通っている7人、市内に通っている14人を想定している。ただし、今年度卒業する児童がいるため、若干の人数変更があると考えている。

(富岡市長)

- ・職員体制は何人なのか。

(担当課：三田)

- ・職員は7人を予定している。

(富岡市長)

- ・委託料はいくらになるのか。

(担当課：三田)

- ・今年度は、10月からなので1,474万4千円、年間だと2,948万8千円である。

(富岡市長)

- ・借上げ料は含まれているのか。

(担当課：三田)

- ・借上げ料は、含まれていない。借上げ料は685万5千円である。

(田中副市長)

・補助金等はないのか。

(担当課：玄順)

・運営に関する補助金はなく、障害者を預かる人数によって支払われる補助金がある。

(担当課：麦田)

・平成24年度の補助額は、約413万円であった。

**【結果】**

・本件については、原案のとおり決定する。

**【閉会】**